

令和6年6月28日

令和6年第2回神奈川県議会定例会

文教常任委員会報告資料

教育委員会

目 次

ページ

I	県立高校改革実施計画（Ⅱ期）成果と課題について……………	1
II	令和5年度学校生活全般におけるセクシュアル・ハラスメントの実態把握に関する調査結果について……………	5
III	入学者選抜インターネット出願システムの改善について……………	10
IV	令和5年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査結果等について……………	15

I 県立高校改革実施計画（Ⅱ期）成果と課題について

1 趣旨

「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」（以下「Ⅱ期計画」という。）の計画期間が令和5年度に終了したため、取り組みの検証を行い、それぞれの施策展開における成果と課題について整理した。

2 総括

(1) はじめに

Ⅱ期計画の計画期間の開始時期には、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）により、すべての県立高校で臨時休業という、これまで経験したことのない措置がとられた。また、学校再開後も、感染拡大防止の観点から、分散登校、短縮授業、時差通学など、通常 of 教育活動を制限せざるを得ない状況が長期間続いた。学校現場は、社会の混乱が続く中で、生徒の安全・安心の確保と学びの保障を両立させることが求められた。

こうした厳しい状況の中にあっても、計画に基づく施策を可能な限り推進するため、様々な工夫を図るとともに、コロナ禍の影響で生じた課題には、計画を一部改定して取り組んだ。

以下、3つの改革の柱ごとに整理した。

(2) 改革の柱Ⅰ 質の高い教育の充実

質の高い教育の充実に向けて、新学習指導要領に対応した教育課程の改善や、ICTを活用した指導方法や教材等に関する研究開発に取り組むとともに、学力向上進学重点校の新たな指定、STEAM教育のための教育課程等の研究開発、インクルーシブ教育実践推進校の配置など、計画に基づく取り組みを進めることができた。

一方で、感染症による影響のため、一部中止・縮小を余儀なくされた取り組みもあるが、代替手段としてオンラインの活用などの工夫を図ることで、例えば、海外や外部機関等との交流について、継続させることができた。

また、コロナ禍で学校の臨時休業や学校行事などの教育活動の制限により、生徒同士や教職員との関わりが減るとともに、社会活動の制限などにより生徒の家庭生活の状況も大きく変化することで、生徒が抱える様々な課題が顕在化したことから、Ⅱ期計画を一部改定し、新たに「様々な課題を抱える生徒に対する支援体制の充実」を位置付け、「かながわ

子どもサポートドック」の取組みを開始した。

今後も、校内の支援体制の充実に引き続き取り組む必要がある。また、インクルーシブ教育を推進するために、すべての生徒が共に学ぶためのより良い指導方法等を共有する必要がある。

(3) 改革の柱Ⅱ 学校経営力の向上

学校経営力の向上に向けて、全校に導入済みのコミュニティ・スクールをいかした地域協働の推進や、校舎の耐震化・老朽化対策、トイレ環境の改善など、計画に基づく取組みを進めることができた。

一方で、中学生に県立高校の魅力や特色を伝える全公立展や学校説明会については、感染症の影響により中止や人数制限を行ったものもあるが、代替手段として学校紹介動画を作成するなどの工夫をして取り組んだ。

また、教職員の指導力を向上させるための研修についても、感染症への対応としてICTを活用した机上研修と、集合研修を効果的に組み合わせ、取り組んだ。

今後も、耐震化・老朽化対策については、「県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）」に基づき、引き続き取り組んでいく必要がある。また、教職員の働き方改革については、外部人材の活用などにより、一定の効果が表れているが、依然として長時間勤務の教員が多いことから、引き続き対応していく必要がある。

(4) 改革の柱Ⅲ 再編・統合等の取組み

学科の改編や再編・統合に必要な設置計画の検討・策定、教育環境の整備、校名の検討・選定に取り組むことにより、3校の専門学科の改編と4組8校の再編・統合を行うことができた。

今後も、「県立高校改革実施計画（全体）」（以下「全体計画」という。）に示した考え方に基づき、生徒数の動向に対応した学校数・学級数を確保しながら、引き続き県立高校の適正な配置を行っていく必要がある。

(5) まとめ

このように、Ⅱ期計画は、感染症の影響を大きく受けた中での取組みとなったが、ICTの活用など実施方法を工夫することや、計画を一部改定し、取り組むことで、生徒の安全・安心の確保と学びの保障の両立を図りながら、可能な限り計画に基づく施策を実施することができた。

今後も、引き続き、各施策の課題に留意しながら、「県立高校改革実施計画（Ⅲ期）」の取組みを着実に推進していく。

【参考】

1 全体計画について

「県立高校改革基本計画」（平成27年1月策定）に基づき、改革の実現に向けて、中長期（概ね15年間）を展望した県立高校改革に取り組む上で教育内容・方法、学校経営、県立高校の再編・統合等にかかる具体的な計画として、平成28年1月に策定した。

2 II期計画について

全体計画の期間を12年間（平成28年度～令和9年度）とし、この期間を4年間ずつ3期に分割し、このうちII期計画は、令和2年度から5年度までの4年間に、具体的に取り組む施策内容や再編・統合等の対象校を明らかにした計画として、平成30年10月に策定した。

3 施策の取組み

3つの改革の柱、7つの重点目標のもと、計画に基づく施策に取り組んだ。

(1) 改革の柱Ⅰ 質の高い教育の充実

- 重点目標1 「すべての生徒に自立する力・社会を生き抜く力を育成します」
- 重点目標2 「生徒の個性や優れた能力を伸ばす教育に取り組めます」
- 重点目標3 「共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育を推進します」

(2) 改革の柱Ⅱ 学校経営力の向上

- 重点目標4 「学校の教育目標の着実な達成をめざす学校経営に取り組めます」
- 重点目標5 「地域の新たなコミュニティの核となる学校づくりを進めます」
- 重点目標6 「生徒が安全・安心で快適に学べる教育環境の提供に取り組めます」

(3) 改革の柱Ⅲ 再編・統合等の取組み

- 重点目標7 「少子化社会における適正な規模等に基づく県立高校の再編・統合に取り組めます」

Ⅱ 令和5年度学校生活全般におけるセクシュアル・ハラスメントの実態把握に関する調査結果について

1 調査の概要

(1) 調査の目的

- ア 県立学校生徒のセクハラに対する理解を深めるとともに、県立学校におけるセクハラの実態を把握し、被害に対応する。
- イ 教職員及び生徒の注意を喚起し、セクハラ防止意識の向上を図るとともに、セクハラ行為の防止を図る。

(2) 調査対象

全県立学校(高等学校(全課程)・中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部))の生徒(約115,000人)及び教職員等(約15,900人)

(3) 調査実施時期・対象期間

	調査実施時期	対象期間
第1回	令和5年7月	同年4月1日～7月31日
第2回	令和5年12月	同年8月1日～令和6年3月31日

(4) 調査内容

ア 生徒を対象とした調査

- (ア) 生徒自身が受けたセクハラ及びその具体的な対応等
- (イ) 他の生徒が被害を受けたことを目撃した、生徒から直接相談されたりしたセクハラ等の内容
- (ウ) 学校生活以外でセクハラで悩んでいること等

イ 教職員等を対象とした調査(第2回のみ実施)

教職員が生徒に対して行ったセクハラについての、自己申告又は他の教職員による目撃情報

(5) 調査方法

ア 生徒を対象とした調査

スマートフォン等から回答(第2回は郵送も可(ともに無記名回答可))

イ 教職員等を対象とした調査(第2回のみ実施)

記名の上で校長に提出

2 調査の結果

(1) 生徒を対象とした調査

ア 回答状況

		回答数	有効回答数
令和5年度	高等学校 ・中等教育学校	579	234
	特別支援学校	7	4
	計	586	238 [男68, 女144, 不明26]
令和4年度	高等学校 ・中等教育学校	452	193
	特別支援学校	6	4
	計	458	197 [男56, 女116, 不明25]

イ 被害状況

(ア) 被害の内訳

	自分自身の被害	他の生徒の被害	学校生活外の悩み	計
令和5年度	99	74	65	238
令和4年度	72	63	62	197

(イ) 「自分自身が被害を受けた」の行為者

	先生	生徒	部活動の指導者	その他 (※)	計
令和5年度	43	45	3	8	99
令和4年度	37	32	3	0	72

※ 内訳：卒業生、学校施設管理員、教育実習生

(ウ) 「自分自身が被害を受けた」の行為者別被害内容
(被害内容は複数回答可)

	令和5年度					令和4年度				
	先生	生徒	部活動の 指導者 その他	計		先生	生徒	部活動の 指導者 その他	計	
携帯電話などで性的なメッセージや画像を送られた	0	13	0	0	13	0	8	0	0	8
携帯電話などで性的なメッセージや画像を送るよう迫られた	0	6	0	0	6	0	1	0	0	1
性的なからかいや冗談などを言われた	12	12	0	0	24	19	6	0	0	25
必要もないのに体を触られた	15	17	1	0	33	8	14	2	0	24
キスや性的な関係を求められた	0	6	0	0	6	0	3	0	0	3
着替え中に部屋に入ってきた	4	3	0	2	9	7	1	0	0	8
性別により決めつけられた	6	6	0	0	12	4	3	0	0	7
その他	16	9	2	6	33	18	6	1	0	25
計	53	72	3	8	延べ 136	56	42	3	0	延べ 101

ウ 被害の回答に対する当該校の調査結果

(ア) 先生を行為者とする被害の特定状況

	令和5年度	令和4年度
特定件数	35(30人)	28(19人)
回答件数	83	73

(イ) 当該校の対応

当該校の校長に対して事実確認等の調査及び対応を依頼した。加害教職員が判明した場合は、当該教職員に直接指導し、判明しなかった場合も全教職員や生徒に対する注意喚起等を行った。

(2) 教職員等を対象とした調査

ア 回答状況

	令和5年度	令和4年度
回答のあった学校数	5(高校・中等5、特支0)	8(高校・中等8、特支0)
本人の申告	1	2
他教職員からの目撃情報等	5	11

イ セクハラ行為の内容(複数回答あり)

「生徒との距離感の近さ」3件、「必要のない身体接触」3件、「不適切な指導方法(一対一など)」2件、「不適切な発言」1件

3 総括

- 生徒を対象とした調査の回答件数(無効回答含む)は、年2回実施となった令和3年度から年々増加し、過去最多となったが、学年別の回答状況は3学年が低い。
- 「自分自身が被害を受けた」ものの行為者は、「先生」・「生徒」とともに増加している。
- 学校でのセクハラ行為には、男性教員から女子生徒に対してだけではなく、同性間、生徒間のものもある。
- 「自分自身が被害を受けた」の内容では、「携帯電話などで性的なメッセージや画像を送られた」、「携帯電話などで性的なメッセージや画像を送るよう迫られた」という携帯電話等による、生徒間の被害が増加している。
- 「自分自身が被害を受けてどうしたか」に対しては、「態度や言葉などで不快と感じたことを相手に伝えた」、「学校の先生や相談窓口などに相談した」という何らかに対応したという回答の割合が増加している。
- 教員が行為者となっているものは、全体の件数のうち50代・60代の占める割合が多いが、年代ごとに行為の態様に大きな違いはなかった。

4 今後の対応

本調査においては重大な事案は認められなかったが、令和5年度には、教職員による性犯罪・性暴力等事案による懲戒処分が11件に上り、セクハラ行為の根絶に向けた取組の一層の強化が求められる。

また、生徒間のセクハラ被害の訴えも多く寄せられており、各学校における、セクハラを許さない風土づくりに向けて、次のとおり取組を進める。

(1) セクハラの未然防止のための教職員向けの意識啓発

どのような言動が生徒にセクハラと受けとめられるのかについて、調査結果をもとに教職員への注意喚起・意識啓発を図る。

(2) 研修用リーフレットの活用

毎月、県教育委員会が不祥事防止のために発行しているリーフレットに調査結果に基づく具体例を掲載し、各学校での校内研修等で活用する。

(3) 生徒の意識向上に向けた啓発の徹底等

セクハラ調査実施時に配付する啓発資料や、総合教育センター作成のリーフレットを活用して、生徒の理解を深めるとともに、被害の相談方法や相談窓口を周知し、行動できるようにする。

(4) 教職員及び生徒に対する人権教育の一層の推進

教職員の人権意識を高める研修を実施する。

県教育委員会作成の「人権学習ワークシート集」等を活用して生徒への人権教育を進める。

Ⅲ 入学者選抜インターネット出願システムの改善について

1 概要

令和6年度神奈川県公立高等学校入学者選抜（以下「入学者選抜」という。）から、志願者及び中学校・高等学校の負担軽減と利便性向上を図るため、志願手続、合格発表、入学検定料及び入学料納付等をシステム化する入学者選抜インターネット出願システム（以下「システム」という。）を導入した。

【令和6年度入学者選抜の実施状況（共通選抜の例）】

令和6年1月4日～31日	志願者登録申請期間
1月24日～31日	募集期間
2月5日～7日	志願変更期間
2月28日	合格発表

令和6年1月4日からシステムを稼働したところ、メール送信等の不具合が発生した。

これらの不具合の再発防止に向け、デジタル戦略本部室の協力を得ながら、システム開発・運営会社から提出された報告書、県立高校の新入生等へのアンケート結果及び中学校からの意見を踏まえ、システム改修等の対応を行うこととした。

2 発生した不具合とその対応

(1) メール送信の不具合

ア 概要

志願者が志願者登録する際、あらかじめ二次元コードを読み取って、システムに空メールを送り、返信されたメールに記載されているURLにアクセスする必要があるが、その際、「@gmail.com」のアドレスあての返信メールが届かない等の不具合が発生した。

イ 不具合の原因と対応

(原因)

システムのメールサーバにおいて、設定が十分でないままに大量メールを送信したため、メール受信側（Gmail）でシステムが迷惑メールの「送信元」と判定されたと考えられる。

(対応)

システムのメール設定の見直し等を行うとともに、「@gmail.com」のアドレスしか登録していない志願者623名については県教育委員会が管理する別のメールアドレスを提供した。

ウ 再発防止策

(ア) 志願者登録方法の変更

志願者登録にあたり、二次元コードを読み取った時点で行っていたシステムからのメール送信を取り止める。

(イ) ショートメッセージサービス (SMS) による認証の導入

システムログイン時のセキュリティ対策として、今までのメール認証に代えて、新たにSMSによる認証を導入する。

(ウ) メールドメインの変更

システムから送信されるメールのドメインを昨年度使用したものから変更する。

(2) 入学検定料の二重納付

ア 概要

志願者が、クレジットカードを利用してシステムから入学検定料を納付する際に、63件の二重納付が発生した。

イ 不具合の原因と対応

(ア) ブラウザバックによる二重納付

(原因)

志願者が入学検定料の納付後、システムの「戻る」ボタンを使わず、ブラウザバックを繰り返したことで、クレジットカード番号の入力画面まで戻り、再度、入力されてしまった。

(対応)

速やかに、注意喚起表示を追加するシステム改修を行った。

(イ) 連携プログラムの不具合による二重納付

(原因)

収納代行会社のシステムとの連携プログラムに不具合があり、入学検定料を納付されたことが認識されない事象が生じた。

(対応)

速やかに、連携プログラムの不具合を解消するシステム改修を行った。

(ウ) 納付情報の紐付けがなくなったことによる二重納付

(原因)

入学検定料の納付後に、志願情報に誤りがあった場合に、志願者によるデータ修正で足りるところ、データを削除して、新規に志願申請したため、入学検定料の納付情報との紐付けが切れてしまった。

ウ 再発防止策

入学検定料納付後、志願者が、データを削除し、新規に志願申請した場合も、入学検定料の納付情報との紐付けを維持できるようにシステムを改修する。

(3) 受検票の文字化け

ア 概要

志願者が受検票をシステムから印刷する際、文字化けが発生することがあった。

イ 不具合の原因と対応

(原因)

志願者の端末やOS等の状況及びプリンターの状況が複合的に影響し、文字を正確に表示することができなかったと考えられる。

(対応)

受検票の出力方法を変えることや、文字化けしたものを手書き修正した受検票でも受検に支障ないこと等を案内した。

ウ 再発防止策

受検票等のデータを画像として生成し、PDFファイルに変換するようにシステムを改修する。

また、システムへの文字入力の際、機種依存文字を登録できないようにする等、システムを改修する。

(4) アクセス集中時の不具合

ア 概要

志願者がシステムで入学料を納付する際、合格発表当日の一部時間帯において、入学料を納付しても、直ちに入金完了と表示されない事態が194件発生した。

イ 不具合の原因と対応

(原因)

システムへのアクセス集中により、データベースサーバへの負荷が発生し、収納代行会社のシステムとの連携処理が大きく遅滞した。

(対応)

速やかに、システムの納付リストと収納代行会社側システムと支払の整合性を図り、システムを復旧した。

ウ 再発防止策

アクセス集中による、データベースサーバの負荷を分散するため、データベースサーバを複数割り当てる等サーバ環境の構築を行う。

3 事後アンケートの実施

システム改善に向けた参考とするため、一部の県立高校の新入生、保護者を対象に実施したアンケートの結果は次のとおりであった。

(1) アンケート概要

- ア 実施期間 令和6年4月8日（月）～4月21日（日）の14日間
- イ 対 象 県立高等学校12校の新入生及び保護者のうち、本システムを主に操作した方
- ウ 実施方法 Google formによる任意回答方式
- エ 回答者数 1,040名

(2) 主な結果

- ア システムを操作した方（複数選択可）
 - 受検者の保護者 83.4%
 - 受検者本人 27.2%
 - その他 0.4%
- イ システムを利用するために主に使用した端末（複数選択可）
 - スマートフォン（iOS、Android） 87.1%
 - パソコン（Windows、Mac） 22.4%
 - その他、タブレット（iPadOS）など
- ウ 志願情報申請（1/24～1/31）の手順・方法について
 - 簡単だった・どちらかというと言った 80.4%
 - 難しかった・どちらかといえば難しかった 19.6%
- エ 入学検定料納付の手順・方法について
 - 簡単だった・どちらかというと言った 90.8%
 - 難しかった・どちらかといえば難しかった 9.3%
- オ 受検票印刷の手順・方法について
 - 簡単だった・どちらかというと言った 79.3%
 - 難しかった・どちらかといえば難しかった 16.2%
 - 印刷しなかった（中学校で印刷等） 4.4%
- カ 入学料納付の手順・方法について
 - 簡単だった・どちらかというと言った 90.5%
 - 難しかった・どちらかといえば難しかった 9.5%

キ 出願システム全体の総合的な満足度について

満足・どちらかといえば満足 73.7%

不満・どちらかという不満 26.3%

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、個々の集計値の合計は必ずしも100%とならない。

4 スケジュール（予定）

令和6年6月～10月 システム改修、セキュリティ外部診断・テストの実施

11月～ 練習サイトの運用

12月～ 本番サイトの運用開始

令和7年1月23日 令和7年度入学者選抜募集開始

IV 令和5年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査結果等について

1 体罰の実態把握に関する調査結果について

(1) 県立学校における体罰調査

ア 調査の目的

- (ア) 県立学校における体罰の実態を把握し、具体的な事案に対しては適切な対応を講ずることで、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境の整備に努める。
- (イ) 各学校において、教職員間の体罰に関する認識を深め、体罰の根絶に向けた取組を更に推進する。

イ 調査対象

高等学校、中等教育学校、特別支援学校のすべての児童・生徒（約119,700人）及び保護者、教職員等（約15,900人）

ウ 調査対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

エ 調査方法

- (ア) 児童・生徒及び保護者は、スマートフォン等から回答するか、回答用紙を県教育委員会に郵送（ともに無記名回答可）
- (イ) 教職員等は、回答用紙に記名の上で校長に提出

オ 調査の結果

(ア) 回答状況

	調査対象	回答数	有効回答数
5年度	児童・生徒及び保護者	227	90
	教職員等	14	14
	合計	241	104
(参考) 4年度	児童・生徒及び保護者	148	46
	教職員等	10	10
	合計	158	56

(イ) 調査によって把握した体罰事案の状況

	調査対象	体罰
5年度	児童・生徒及び保護者	0
	教職員等	1
	合計	1
(参考) 4年度	児童・生徒及び保護者	1
	教職員等	0
	合計	1

【体罰事案の概要（令和5年度）】

当該教諭は、授業内で小テストを実施中、横を向いていた生徒を注意する際、生徒の頭部を教務手帳で1回叩いた。当該生徒に負傷はなかった。

(2) 市町村立学校（政令3市を除く）における体罰調査

ア 調査対象等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のすべての児童・生徒（約226,800人）及び保護者、教職員等（約18,100人）

イ 調査対象期間

令和5年4月1日から市町村ごとに定めた調査の回答記入日まで

ウ 調査の結果

調査によって把握した体罰事案はなかった。

2 令和5年度の体罰事案の状況

今回の体罰調査によって把握した事案（県立学校1件）を加え、合計13件（県立学校6件、市町村立学校7件）であった。

(1) 県立学校

場面	校種	5年度				(参考)	
		高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計	4年度	3年度
授業中		1(1)	0	0	1(1)	1	4(2)
部活動中		3	0	0	3	1	1
特別活動中 (部活動以外)		1	0	0	1	1(1)	0
その他 (昼休み・放課後等)		1	0	0	1	1	0
合計		6(1)	0	0	6(1)	4(1)	5(2)

※ 括弧書きは体罰調査で把握した件数(内数)

※ 令和5年度の部活動中3件について、「令和4年度以前に発生し、令和5年度に体罰と認定した事案」2件を含む。

(2) 市町村立学校

場面	校種	5年度				(参考)	
		小学校	中学校	高等学校 特別支援学校	合計	4年度	3年度
授業中		1	1	0	2	2	1
部活動中		0	2	0	2	0	2
特別活動中 (部活動以外)		0	0	0	0	0	1
その他 (昼休み・放課後等)		0	3	0	3	1	0
合計		1	6	0	7	3	4

(3) 総合計

場面	年度	5年度	(参考)			
			4年度	3年度	2年度	元年度
授業中		3(1)	3	5(2)	5	6(4)
部活動中		5	1	3	4(2)	0
特別活動中 (部活動以外)		1	1(1)	1	0	1(1)
その他 (昼休み・放課後等)		4	2	0	4	2
合計		13(1)	7(1)	9(2)	13(2)	9(5)

※ 括弧書きは体罰調査で把握した件数(内数)

3 総括

(1) 県立学校

部活動中における体罰は前年度の1件から3件に増加した。また、授業中における体罰、特別活動中における体罰、その他（昼休み・放課後等）における体罰は、いずれも前年度と同じ1件であった。

(2) 市町村立学校

部活動中における体罰は前年度の0件から2件に、その他（昼休み・放課後等）における体罰は1件から3件に増加した。また、授業中における体罰は前年度と同じ2件、特別活動中における体罰は前年度と同じ0件であった。

4 今後の対応

令和5年度の体罰事案は13件となり、今後も体罰の根絶に向けて、継続的に取組を進める必要がある。

各学校では、生徒指導や部活動において、次のとおり、体罰を認めない学校風土づくりに努める。

(1) 体罰の未然防止のための環境整備

- ア 複数の教職員間で相互チェックが働く体制の整備
- イ 管理職による校内の定期的な巡視
- ウ 児童・生徒へ校内における相談窓口の周知

(2) 体罰防止リーフレットの活用の促進

体罰防止リーフレットを各所属における研修で活用する。

(3) 人権教育研修を実施

教職員の人権感覚を高める研修を実施する。

(4) 部活動指導等における体罰の防止

学校における不祥事防止研修などの各種研修等の場を活用し、体罰の防止に係る教職員の意識啓発を図る。

また、部活動インストラクター等の外部人材等に対して、生徒対応における留意事項の定期的な周知を行う。

(5) 体罰の根絶に向けた教育局と学校現場の連携

教育局と学校現場が緊密に連携し、体罰及びその疑いがあった場合には、必要に応じて訪問指導等を行う。